

## 戸沢村地域雇用維持助成金交付要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響による失業の予防と雇用の安定を図るため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金又は附則第15条に規定する緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という）の支給決定を受け、従業員の雇用の維持を図る事業主に対し、戸沢村地域雇用維持助成金（以下「助成金」という）をこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支給する。

### (対象事業主)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、戸沢村内の事業所で雇用する労働者について令和2年4月1日以降を支給対象期間とした雇用調整助成金等の支給決定を受けた実績がある中小・小規模事業者（以下「対象事業主」という）とする。

なお、「中小・小規模事業者」とはその資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人。卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

### (対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、対象事業主が令和2年4月1日から令和2年12月31日までに実施した国の特例措置の対象となる休業のうち、戸沢村内の事業所で雇用する労働者に係る雇用調整助成金等の支給決定を受けたもので、休業に係る手当又は賃金相当額として、厚生労働大臣が定める方法により算定された経費（ただし、教育訓練に係る加算額を除く）とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、第3条による対象経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）とする。ただし雇用調整助成金等と助成金の合算額は第3条に規定する対象経費の額を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、戸沢村地域雇用維持助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金(休業等)支給申請書(又は緊急雇用安定助成金支給申請書)の写し
- (2) 雇用調整助成金助成額算定書(又は緊急雇用安定助成額算定書)の写し
- (3) 雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)支給決定通知書の写し
- (4) 休業実績一覧表の写し
- (5) 山形県雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、戸沢村地域雇用維持助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を交付する。

(交付決定の取消等)

第7条 村長は前条の交付決定を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すものとし、当該事業主に対して通知するものとする。

- (1) 対象事業主の要件に反している事実が判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって交付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他村長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 村長は助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に既に助成金を支給しているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業主に対して通知するものとする。

(帳簿の備付等)

第9条 助成金の支給を受けた事業主は、助成金の収支に関する帳簿及び関係書類を支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、村長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

戸沢村長 渡部 秀勝 殿

申請者 住所  
氏名又は  
名称及び代表者名  
電話番号

### 戸沢村地域雇用維持助成金交付申請書

戸沢村地域雇用維持助成金の交付を受けたいので、戸沢村地域雇用維持助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

交付申請額 \_\_\_\_\_円

※算定書(6) ÷ 10 = \_\_\_\_\_(①) (小数点切り上げ)

①×算定書(8)の日数(月ごと計算)

\_\_\_\_\_ (1,000円未満切捨て)

#### ◆添付書類の確認

- 雇用調整助成金(休業等)支給申請書(又は緊急雇用安定助成金支給申請書)の写し
- 雇用調整助成金助成額算定書(又は緊急雇用安定助成額算定書)の写し
- 雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)支給決定通知書の写し
- 休業実績一覧表の写し
- 山形県雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- 振込先口座通帳の写し(見開きページ)

様式第2号（第6条関係）

指令まち第 号  
年 月 日

申請者  
住所  
氏名又は  
名称及び代表者名 様

戸沢村長 渡部 秀勝

### 戸沢村地域雇用維持助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった戸沢村地域雇用維持助成金について、  
下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付決定金額 \_\_\_\_\_円